

広島県告示第三百号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。）第一百七十二条第四項前段の規定によつて、次のとおり会計管理者の事務の一部を委任させた。

令和四年四月十一日

広島県知事 湯崎英彦

会計管理者の事務の一部の委任を受けた出納員	委任した事務	委任した年月日
警察本部総務部総務課に所属する次の職員 佐々木 聖勝	警察本部総務部（広報課及び情報管理課を除く。）に係る資金前渡に係る現金の出納及び保管	令和四年四月一日